

教育・保育等の「質」の確保・向上の具体策について

資料 2 - 4

| 施策体系 | プラン上の説明文 | 次期計画 | 主な取組事業 |
|---|---|-------------------------------|---|
| 1.教育・保育人材の資質の向上 | ①公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。 | 継続 | ・公立保育所職員研修事業 |
| | ②教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。 | 継続 | ・千葉市民間保育園協議会研修補助事業 ・千葉市幼稚園協会研修等補助事業 |
| | ③施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。 | 継続 | ・保育園・幼稚園等合同研修事業 |
| | ④保育園における保育士の自己評価を実施するとともに、その実績を活用して、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所における自己評価の取組みを促進します。 | 継続 | ・保育士等の自己評価の実施 |
| | ⑤ 教育・保育関係団体非加盟園、地域型保育事業、認可外保育施設等の職員に対する研修の機会を創出し、受講を促進します。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | |
| | ⑥ 幼稚園教諭・保育士等の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。 | 新規 | |
| | ⑦上記のほか、幼稚園教諭・保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学等と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。 | 継続 | ・市内短期大学等との連携による教育・保育人材の質向上策の検討 |
| 2.教育・保育人材の確保 | ①幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します。 | 継続 | ・保育教諭確保のための保育士資格取得補助事業 ・保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得補助事業 |
| | ②認可外保育施設の認可化にあたり、職員の保育士資格取得を促進します。 | 継続 | ・認可外保育施設保育士資格取得支援事業 |
| | ③ いわゆる「潜在保育士」等の市内の保育園等への再就職支援策を検討・実施します。 | 拡充 | ・潜在保育士の再就職支援研修 |
| | ④県内外の幼稚園教諭・保育士養成施設の在校生・卒業生に対するPR活動を強化し、市内の教育・保育施設や地域型保育事業所への就職を促進します。 | 継続 | ・幼稚園教諭、保育士養成施設に対する採用PR |
| | ⑤市内の保育園等に就労予定の保育士資格保有者について、保育園等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労を促進します。 | 継続 | ・市内保育園等に勤務する保育士資格保有者の保育園等の優先利用 |
| | ⑥「子育て支援員」制度の活用により、子育て経験豊かな世代等を活用して、保育園、認定こども園、地域型保育事業に従事する人材の確保を図ります。 | 継続 | ・子育て支援員による人材確保 |
| | ⑦教育・保育施設等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。 | 継続 | ・産休代替職員補助事業 |
| | ⑧ 保育士等宿舍借り上げ支援、保育士等給与改善事業の実施による待遇改善により、保育士等の確保、離職防止を図ります。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・保育士等宿舍借り上げ支援事業 ・保育士等給与改善事業 |
| | ⑨ 千葉市社会福祉協議会を通じ、幼稚園教諭・保育士養成施設に就学するための資金の貸し付けや幼稚園教諭・潜在保育士の就職準備金の貸し付けなどの人材確保促進策を実施します。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・就学資金貸付 ・保育補助者雇上げ費貸付 ・保育料一部貸付 ・就職準備金貸付 |
| | ⑩ 千葉労働局・ハローワークと「千葉市雇用対策協定」を締結し、教育・保育人材の確保を図ります。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・協定に基づく相互協力 |
| | 【再掲】 ⑪ 幼稚園教諭・保育士等の資質向上、離職防止、人材確保等のための拠点づくりについて検討します。 | 新規 | |
| ⑫上記のほか、幼稚園教諭・保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学等と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。 | 継続 | ・市内短期大学等との連携による教育・保育人材の確保策の検討 | |

| | | | |
|---------------------------------|--|----------------|---|
| 3.市による認可・指導監督等を通じた教育・保育の質の確保・向上 | ①保育園及び認定こども園において、1・2歳児に係る職員配置基準を国基準の6：1から5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図ります。 | 継続 | ・1・2歳児に係る職員配置の上乗せ |
| | ②教育・保育施設及び地域型保育事業の認可にあたり、外部の専門家・有識者による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。 | 継続 | ・認可にあたっての外部の専門家・有識者による審査 |
| | ③教育・保育施設及び地域型保育事業所等に対する定期的な監査や市嘱託職員等による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。 | 継続 | ・施設に対する定期監査、施設に対する巡回指導 |
| 4.運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上 | ①教育・保育施設及び地域型保育事業所における運営に関する評価の実施の促進し、適切な運営の確保を図ります。 | 継続 | ・運営に関する自己評価の実施 ・運営に関する関係者評価・第三者評価の実施促進 |
| 5.保育環境の改善等による質の向上 | ①民間認定こども園、保育園に国配置基準を超えた職員配置が可能となるよう、助成を行います。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・保育士等配置基準改善事業 |
| | ②保育園等におけるICT化をすすめるなど、保育士等が保育に一層注力できる環境を整えます。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・保育園等におけるICT化推進事業 ・公立保育所への保育業務支援システムの導入 ・事故防止推進事業 |
| | ③外国人児童（保護者）やアレルギー児などに対応するための保育補助者（通訳等）の配置について検討します。 | 新規 | |
| | ④良好な保育環境・労働環境を確保するため、老朽化した保育所及び認定こども園の改築等について検討します。 | 新規 | |
| 6.放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上 | ①指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。 | 継続 | ・子どもルーム指導員及び補助指導員研修 |
| | ②保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。 | 継続 | ・保育士資格・小中学校等教諭免許状保有者に対する採用PRによる子どもルーム指導員の確保 |
| | ③子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。 | 継続 | ・主婦等に対する採用PRによる子どもルーム補助指導員の確保 |
| | ④子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。 | 継続 | ・子どもルームに対する定期巡回指導等 |
| | ⑤国のガイドラインの内容を踏まえ、児童期の発達過程や発達領域などを考慮し、発達段階に応じた保育内容を検討します。 | 継続 | ・高学年に対する保育内容の検討 |
| | ⑥保育士、ルーム指導員等を父母にもつ児童に対し、入所審査の際に加点することで優遇し、保育士、指導員等の不足への対策を図ります。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・保育士、ルーム指導員等を父母にもつ児童のルームへの入所優遇 |
| | ⑦子どもルーム指導員の処遇改善を行うことにより、新規採用指導員の増と離職指導員の減を図り、慢性的に不足している指導員を確保するとともに、さらなる指導員確保のため、民間事業者への委託の拡大をあわせて検討します。 | 新規 | ・子どもルーム指導員給与の改善 ・民間事業者への委託拡大の検討 |
| | ⑧民間事業者による学童保育の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。 | 拡充 | ・民間事業者への運営費等の補助 ・送迎補助などの多様な補助メニューの検討 |
| | ⑨入退所管理システムの導入、校外ルームなどへのAEDの設置により、利用児童の安全・安心を確保します。 | 新規 | ・入退所管理システムの導入 ・校外ルームなどへのAEDの設置 |
| | ⑩高学年を対象とした子どもルームの解消や施設改修などにより、保育環境の向上を図ります。 | 継続 (ﾌﾟﾗﾝ新規) | ・高学年ルームの解消 ・子どもルームの環境改善 |
| | ⑪子どもルームを利用する児童に対して、学習できる環境を整えるなどして、学習機会を提供することを検討します。 | 新規 | ・子どもルーム利用児童への学習機会の提供の検討 |